

3調環ご発第3360006号

住所 埼玉県川越市大字下赤坂627番地7

氏名 株式会社 遠藤商会

代表取締役 遠藤 孝一

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 049（266）9437

一般廃棄物収集運搬業許可証

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第54条第1項の規定により、
下記のとおり許可する。

令和4年3月2日

複製

調布市長 長 友 貴 樹



記

- | | |
|----------------|---|
| 1 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系可燃性一般廃棄物
食品循環資源（食品リサイクル廃棄物） |
| 2 事業の区分 | 収集及び運搬 |
| 3 運搬先 | <事業系可燃性一般廃棄物>
クリーンプラザふじみ
<食品循環資源（食品リサイクル廃棄物）>
バイオエナジー株式会社
城南島食品リサイクル施設
ニューエナジーふじみ野株式会社 |
| 4 作業場所 | 調布市内 |
| 5 業者番号 | 第24号 |
| 6 許可の有効期間 | 令和4年4月1日から
令和6年3月31日まで |

7 許可の条件

条例第54条第5項の該当なし

変更事項			
変更年月日及び文書番号	件名	変更内容	印
令和4年10月4日 調環ご発第187000/号	本店の住所変更	本店住所を 埼玉県入間市狭山台 三丁目2番地9に変更	
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。